

## 村山市監査委員公告 第 20 号

### 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 20 日

村山市監査委員 古瀬忠昭

村山市監査委員 寺崎智広

#### 記

1. 監査の対象 子育て支援課
2. 監査の期間 令和 7 年 11 月 10 日から令和 7 年 11 月 20 日まで
3. 監査の範囲 令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

## (別添)監査の結果

### 【指摘事項】

#### ■児童扶養手当返還金の調定について

調定手続きが調定すべき日から3か月を超えていた。前年度収入未済額の調定について、速やかに処理されたい。

#### ■各事業における決定通知書及び確定通知書の様式見直しについて

当該様式について検討したところ、村山市文書管理規程等で定める様式と相違している。国または県事業に準じたなど別段の理由がない限り、見直しを要すると認められる。

村山市文書管理規程第27条第2項に規定される、本文末尾への主管課係名の付記がなく、付記に代わる添書もない。村山市で定める基本書式に則り、様式を見直されたい。

### 【注意事項】

#### ■児童扶養手当返還金の債権管理について

債権の収納促進が図られていないものが認められた。

児童扶養手当法23条や市財務規則に則り、国税徴収の例により早期の終結を図られたい。